

Fine Guard

ファインガード

CA返還確保額付日本株式ファンド
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

本投資信託説明書（目論見書）は、前半部分は「CA 返還確保額付日本株式ファンド」の「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されています。

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

CA 返還確保額付日本株式ファンド
(愛称 : 「ファインガード」)
追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(交付目論見書)
2006年3月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「CA 返還確保額付日本株式ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 3 月 27 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 3 月 28 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめ、または同時に交付を行う目論見書です。
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社に対して投資家の請求により交付いたします。
なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「CA 返還確保額付日本株式ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は金融債ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に外国投資信託証券を通じて短期金融商品に投資するとともに、株価指数先物取引を利用します。先物取引などの価格の下落や組入短期金融商品の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

投資信託説明書（交付目論見書）の目次

ファンドの概要について

ファンドの概要	1
ファンドのQ & A	4

ファンドの運用内容について

ファンドの特色	6
投資方針	8
投資対象	11
分配方針	11
投資制限	12

ファンドのリスクについて

ファンドの主なリスク	14
その他の留意点	16

ファンドのしくみについて

ファンドのしくみ	17
委託会社の概要	18
運用体制及びリスク管理体制	20

ファンドの申込方法について

買付（販売）の申込手続	22
換金（解約）の申込手続	23

ファンドにかかる費用・税金について

お客様に直接ご負担いただく費用・税金	24
ファンドで間接的にご負担いただく費用	24
税金の取扱	26

ファンドの運営方法について・その他

管理及び運営の概要	27
内国投資信託受益証券事務の概要	29
その他ファンドの情報	30
投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目	31

ファンドの運用状況について

ファンドの運用状況	32
ファンドの財務ハイライト情報	34

【信託約款】	37
--------	----

ファンドの概要

ファンドの名称	CA 返還確保額付日本株式ファンド 愛称：ファインガード
商品分類	追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ
ファンドの目的	当ファンドは信託財産の成長を目的とし、基準価額最高値の 90%の価額を返還確保額として確保しつつ、日本の株式市場の動きを部分的に反映した収益の確保を目指して運用を行います。 ファンドの運用指図の権限はクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーに委託しております。
主な投資対象	「日経平均株価指数 サブファンド」と「円建マネー サブファンド」を主な投資対象とします。 日本の株式市場の動向に合わせて、この 2 つのサブファンドの組入比率を機動的に変更することにより、基準価額最高値の 90%という返還確保額を確保してリスクを限定しながら収益を追求する運用を目指します。
信託設定日	平成 15 年 12 月 29 日(月)
信託期間	平成 15 年 12 月 29 日(月)～平成 18 年 12 月 28 日(木)
決算日	年 1 回(12 月 28 日。休日の場合は翌営業日)
収益分配	期中に分配は行いません。
募集期間	平成 18 年 3 月 28 日(火)～平成 18 年 12 月 6 日(水)
募集上限	300 億円

ファンドの概要

取得のお申込み	原則として、いつでもお申込みできます。 ただし、日本の証券取引所の休業日並びにパリの銀行の休業日については、翌営業日のお申込みとさせていただきます。
取得のお申込単位	分配金の受取方法により、申込には「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つがあります。 ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位 *「取得申込金額」＝《取得申込金額＋（申込手数料(申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます)）》において1万円以上1円単位とします。 一般コース : 1万口以上1万口単位
お申込価額	お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	1.05% (税抜1.0%) を上限に販売会社が定めるものとします。
途中解約	原則として、いつでも解約できます。 ただし、日本の証券取引所休業日並びにパリの銀行休業日については、翌営業日のお申込みとさせていただきます。 「解約請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。ただし、買取の取扱については販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
解約単位	自動けいぞく投資コース : 1口単位 一般コース : 1万口単位
解約価額	解約受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	なし
解約代金のお支払い	解約の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対し、年率 1.155% (税抜年率 1.10%) を乗じて得た金額。 この他、組入投資信託証券においても信託報酬がかかります。
税金等	後記「ファンドにかかる費用・税金」をご覧ください。

委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー（フランス）
受託会社	りそな信託銀行株式会社
販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行

【当ファンドの基準価額及び解約価額について委託会社の照会先】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

ファンドのQ & A

日経平均株価とどのくらい連動するのですか？

はっきり何%とはいえません。当ファンドの目的は、インデックス・ファンドと異なり、日経平均株価と 100% 連動させることではありません。株式市場は上がるばかりでなく、下がることもありますので、基準価額の下落リスクを限定しながら、部分的に日経平均株価の上昇を反映していくことを目指して運用を行います。日経平均株価が大幅に上昇及び下落した場合、基準価額の動きが日経平均株価の動きを反映しなくなることがあります。

日経平均株価が下落したら？上昇したら？

下落したら、株式市場とは関係ない動きをする安定的なファンド、「円建マネー サブファンド」の資産配分を増やし市場の下落の影響を軽減するように努めます。

上昇したら、日経平均株価の動きを反映する「日経平均株価指数 サブファンド」の資産配分を増やし、株式市場との連動性を高めます。

ただし、「日経平均株価指数 サブファンド」の組入比率が「円建マネー サブファンド」の組入比率よりも大きくなることは原則として無いものと想定されます。

日経平均株価の下落時には積極資産運用部分である「日経平均株価指数 サブファンド」への投資比率がゼロとなることもあります。

いずれの場合にしても、基準価額の推移は日経平均株価の動きに比べて、緩やかなものとなります。

返還確保額は下がることはないのですか？

ありません。当ファンドでは運用期間中の基準価額の最高値の 90% を、最低でも受益者の皆様に返還する金額として確保します。返還確保額は、基準価額が最高値を更新するたびにその 90% へ引上げられ、一度引上げられた返還確保額は、その後基準価額が下がっても引下げられることはありません。

※ 平成 18 年 2 月末現在、返還確保額は 1 万口当たり 9,843 円です。

いつでも買えるのですか？また、いつでも解約できるのですか？

はい、いつでも売買できます。ただし、次の場合はお申込みをお受けできませんのでご注意ください。

- ①日本の証券取引所並びにパリの銀行の休業日
- ②平成 18 年 12 月 7 日(償還日の約 3 週間前)以降
- ③基準価額が返還確保額以下になった場合には買付のお申込みはできません。解約はできます。
- ④既存の受益者に不利益が生じうると委託会社が判断する場合には買付のお申込みをお受けしないことがあります。
- ⑤翌営業日の基準価額が返還確保額を下回る可能性があるとして委託会社が判断した場合、買付の申込の受付を翌営業日に取消することがあります。

なぜ、ファンド・オブ・ファンズなのですか？

日経平均株価に連動するファンドと、株式市場とは関係ない動きをする安定的なファンドとを使って、返還確保額によって基準価額を下落リスクから守りながら、日経平均株価との部分的な連動をめざす運用をしているのです。2 つのファンドを使っていることでシンプルに且つ機動的に市場変動にあわせて、日経平均株価に連動する部分と、安定的な運用をする部分との比率を変えることができます。

為替リスクはないのですか？

フランスにある 2 つのサブファンドは円建ですから、為替リスクはありません。また、「円建マネー サブファンド」に外貨建資産を組入れる場合もありますが、その場合は円に対して為替ヘッジを行います。従って円高・円安になっても基準価額が大きく変動することはありません。

なぜ、クレディ・アグリコル グループが運用するのですか？

クレディ・アグリコル グループは、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。クレディ・アグリコル エス・エーは欧州大陸第一位のユニバーサルバンクであり、フランス国内で上位の格付を取得しております。そのグループの運用会社が当ファンドを運用するわけですが、フランスではこのようなリスク軽減型ファンドの全ファンドに占める割合が比較的高く、商品也多岐に渡っております。クレディ・アグリコル グループもこの種の投資信託を数多く設定・運用しており、フランスのリスク軽減型ファンド(元本確保型とリスク限定型を含む)のカテゴリーでは、マーケットリーダーの一角です。

ファンドの特色

当ファンドは、主として日本の株式へ投資する投資信託の受益証券及び内外の短期金融商品(公社債)へ投資する投資信託の受益証券に投資する、追加型ファンド・オブ・ファンズ^{※1}に属し、途中解約時及び償還時を含み、返還時までの基準価額最高値の90%の価額(以下「返還確保額」といいます)を保証銀行が保証する契約を結ぶことで、投資元本の下落リスクを限定しつつ、信託財産の成長を目的として、日本の株式市場の動きを部分的に反映した収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドは、主として日本の株式へ投資する投資信託の受益証券及び内外の短期金融商品(公社債)へ投資する投資信託の受益証券に投資する、追加型ファンド・オブ・ファンズに属し、途中解約時及び償還時を含み、返還時までの基準価額最高値の90%の価額(以下「返還確保額」といいます)を保証銀行が保証する契約を結ぶことで、投資元本の下落リスクを限定しつつ、信託財産の成長を目的として、日本の株式市場の動きを部分的に反映した収益の確保を目指して運用を行います。

日本の株式市場の動きを表す指標として主に日経平均株価^{※2}を採用します。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会規則において、投資信託証券(証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券)への投資を目的とする投資信託をいいます。

当ファンドの運用指図の権限はクレディ・アグリコル・グループのストラクチャード商品の運用会社であるクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーに委託しております。

信託金の限度額は、300億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

^{※1} 投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託に投資する投資信託のことをいいます。一般的な投資信託は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託に投資します。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

^{※2} 日経平均株価とは日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する225銘柄を対象に算出します。

日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。外貨建資産に投資する場合には、原則として円に対して為替ヘッジを行います。

ファンドの特徴：

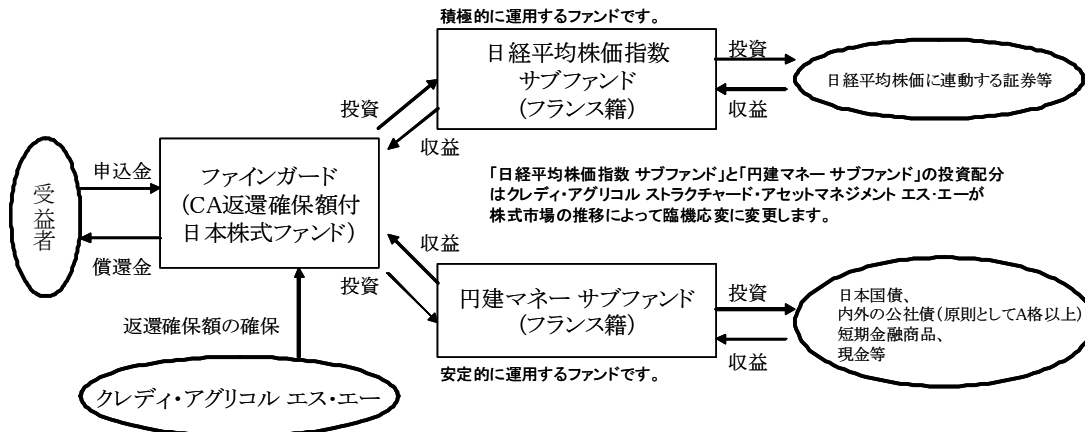
1. リスク限定型の投資信託です。

- ・ 返還確保額を設定することによって、当初元本[※]の90%を確保します。

※お申込手数料等は考慮しておりません。お申込手数料率については、「ファンドにかかる費用・税金について」お客様に直接ご負担いただく費用・税金をご参照ください。

- ・ 当ファンドは、ファンド全体が、株価指数の動きにほぼ100%連動して動くインデックス・ファンドとは異なり、日経平均株価の動きを部分的に反映した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 「日経平均株価指数 サブファンド」と「円建マネー サブファンド」を組み入れたファンド・オブ・ファンズです。



- ・ 2つのサブファンドは、クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーが運用するフランス籍の円建ファンドです。
- ・ 「日経平均株価指数 サブファンド」は、日経平均株価に連動する証券等を主要投資対象とし、日経平均株価のパフォーマンスと近いパフォーマンスの達成を目指します。
- ・ 「円建マネー サブファンド」は、日本国債、内外の公社債(原則としてA格以上)、短期金融商品、現金等を主要対象とし、安定運用を目指します。
- ・ 2つのサブファンドへの投資配分の比率を機動的に変更することにより、市場の変動に柔軟に対応することを目指します。

3. 原則として毎営業日買付、または解約ができます。

- ・ 日本の証券取引所の休業日、パリの銀行の休業日は買付及び解約のお申込みはできません。また、平成18年12月7日(木)からのお申込みはできません。
- ・ 投資環境及び基準価額の水準、また既存の受益者に不利益が生じると委託会社が判断する場合にはお申込みをお受けしないことがあります。
- ・ 基準価額が返還確保額以下になった場合、買付のお申込みをお受けできません。
- ・ 翌営業日の基準価額が返還確保額を下回る可能性があるとして委託会社が判断した場合、買付のお申込みの受付を翌営業日に取消すことがあります。

4. 返還確保額には、クレディ・アグリコル エス・エーの銀行保証が付いています。

- ・ 返還確保額は当初1万口当たり9,000円に設定されます。
 - ・ 運用期間中、基準価額が最高値を更新する毎に、返還確保額はその1万口当たりの基準価額の90%に引上げられます(平成18年2月末現在、9,843円)。
 - ・ 一度引上げられた返還確保額は、その後基準価額が下落しても引下げられることはありません。
 - ・ 途中解約時及び償還時の基準価額が返還確保額を下回っている場合には、保証銀行(クレディ・アグリコル エス・エー)が不足額を信託財産に対して支払います。
 - ・ 返還確保額は償還時のみならず、信託期間中いつでも適用になります。
- クレディ・アグリコル エス・エーは、当ファンドの委託会社が属する金融グループの中核の銀行であり、スタンダード&プアーズ社でAA-格、ムーディーズ社でAa2格の格付を取得しています(平成18年2月末現在)。

返還確保額の計算例示

新返還確保額 = 信託期間中の基準価額最高値 × 90% (当初9,000円)

信託期間中の基準価額の最高値と返還確保額の例

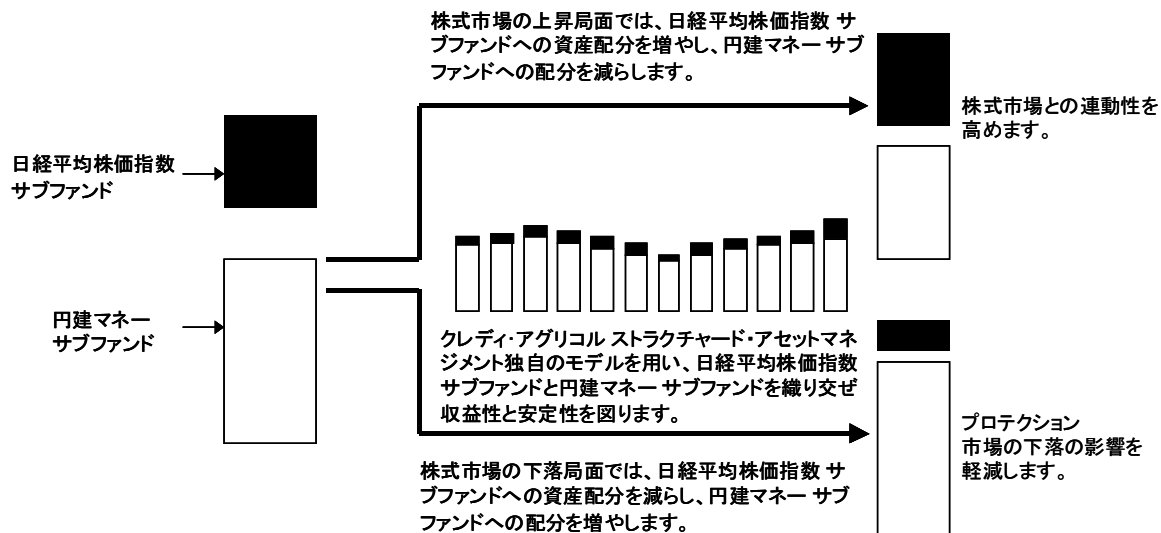
基準価額 (1万口当たり)	10,000円未満	10,000円	10,500円	11,000円	11,500円	12,000円
返還確保額	9,000円	9,000円	9,450円	9,900円	10,350円	10,800円

※平成18年2月末現在、返還確保額は1万口当たり9,843円です。

ファンドの運用内容

投資方針

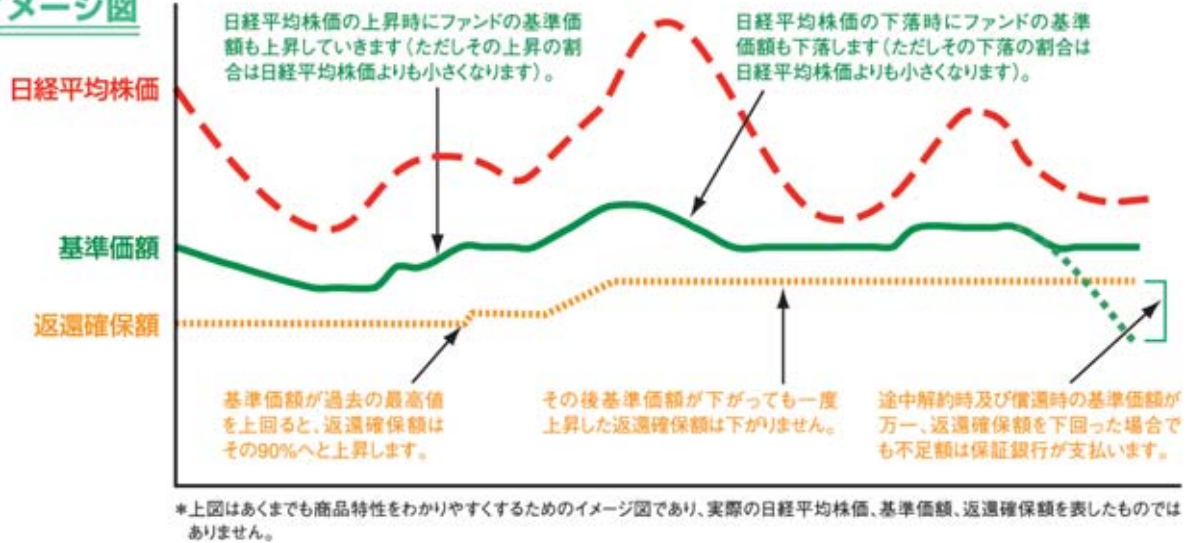
- ① 主として日本の株式へ投資する外国投資信託の受益証券及び日本国債、内外の公社債(原則 A 格以上)、短期金融商品、現金等へ投資する外国投資信託の受益証券に投資します。
- ② 投資する外国投資信託の受益証券は、フランス籍の外国投資信託の受益証券とします。
- ③ 組入対象とする投資信託の受益証券は、変更することがあります。
- ④ 外国投資信託の受益証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。



* 上図は日経平均株価指数 サブファンドと円建マネー サブファンドの投資比率の変動イメージ図であり、実際の投資における資産配分を示したものではありません。

- ⑤ この投資信託は、投資環境に応じて、日経平均株価の動きを反映する部分(日経平均株価指数 サブファンド)への投資比率と、リスクの比較的小さい日本国債、内外の公社債(原則 A 格以上)、短期金融商品、現金等(円建マネー サブファンド)への投資比率を、機動的に変更します。日経平均株価の上昇時には、その上昇を反映できる部分を増やし、日経平均株価の下落時には、株式市場と連動性の低い資産を組入れることで、市場の動きに柔軟に対応し基準価額の下落幅をある程度制限する運用を行うことを目指します。
- ⑥ 「日経平均株価指数 サブファンド」と「円建マネー サブファンド」の投資比率やその変更は、クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー(以下「投資顧問会社」といいます)がフランス本国で独自に開発した運用モデルに基づいて決定します。しかしながら、「日経平均株価指数 サブファンド」の組入比率が「円建マネー サブファンド」の組入比率よりも大きくなることは原則として無いものと想定されます。
- ⑦ 資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。
- ⑧ 返還確保額は、当初、1 万口当たり 9,000 円に設定されます。その後、基準価額が最高値を更新する毎に、返還確保額はその 90%に引上げられます。その後更新された返還確保額が信託期間中に引下がることはありません。返還確保額は償還時のみならず、信託期間中いつでも適用になります。この返還確保額を確保しつつ日経平均株価のパフォーマンスを部分的に反映した基準価額の上昇を目指して運用を行います。ただし、日経平均株価が大幅に上昇及び急落した場合、基準価額の動きが日経平均株価の動きを反映しなくなることがあります。

イメージ図



- ⑨ クレディ・アグリコル エス・エー(フランス)(以下「保証銀行」といいます)は、返還確保額の確保を内容とする契約を、委託者、受託者及び投資顧問会社と締結します。当該契約に従い、受益証券の途中解約時及び償還時を含み基準価額が返還確保額を下回る場合には、委託会社またはその指定する者は、保証銀行に対して、その不足額を信託財産に対して支払うよう請求し、保証銀行は、かかる請求受領後3日以内にファンドの信託財産に対してかかる不足額を支払います。クレディ・アグリコル エス・エー(フランス)は、平成18年2月末現在、スタンダード&プアーズ社からAAー格、ムーディーズ社からAa2 格の格付を受けています。

格付		格付の定義	
ムーディーズ社		スタンダード&プアーズ社	
クレディ・アグリコル エス・エー (保証銀行)	Aaa	AAA	予め決められた債務の利払いと元本の返済する能力が最も高く、投資リスクは最も小さい。
	Aa1	AA+	
	Aa2	AA	最上位の格付けとの差が小さく、債務を履行する能力が非常に高い。
	Aa3	AA-	
	A1	A+	債務を履行する能力が高いが、上位2つより経済環境の変化の影響を受けやすい。
	A2	A	
	A3	A-	
	Baa1	BBB+	
	Baa2	BBB	債務履行の確実性は十分であるが、経済環境の悪化の影響を受けやすく、上位3つより履行能力が低下する可能性がある。
	Baa3	BBB-	
		投資格付ダブルB以下	
	Ba	BB	当面債務不履行になる可能性が低い、経済環境の変化によっては注意すべき要素がある。
	B	B	現在は債務履行能力を有しているが、経済環境の悪化によって履行能力が損なわれやすい。
	Caa	CCC	債務不履行になる可能性がある。
	Ca	CC	債務不履行となる可能性が非常に高い。
	C	C	破産法に基づく申請を行っている。債権の回収もほとんど見込めない。
		D	債務不履行に陥っている。
		投資格付ダブルB以下	

※格付とその定義は、スタンダード&プアーズ社と格付投資情報センター等に準じ作成したものです。

- ⑩ 返還確保額算出における基準価額の計算に関して保証銀行との間で疑義が生じた場合には、独立の専門家(KPMG)に精査を依頼することがあります。

ファンドの運用内容

- ⑪ 保証銀行との契約の内容は、OECD 加盟国の支払不履行または支払猶予(以下「当該不履行」といいます)の場合、返還確保額の全額を確保するものではありません。当該不履行の場合には、返還確保額は、不履行国により発行された信託財産に保有されている証券及び信託財産に組入れたサブファンドによって保有され当該不履行を生じた証券の価格に応じて比例的に減額されます。かかる債務不履行が償還時に終了した場合には、現行返還確保額は、債務不履行となった証券の適用ある価額分につき割合的に増加します。
- ⑫ 平成 18 年 12 月 7 日以降の期間は、償還に備えて積極的な運用を停止し、安定運用に切り替えます。返還確保額の最終算出日は平成 18 年 12 月 7 日となります。

【投資対象サブファンド概要】

『日経平均株価指数 サブファンド』(フランス籍契約型)

(a)管理会社：カリヨン (CALYON)

(b)運用会社：クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー
(Crédit Agricole Structured Asset Management S.A.)

(c)投資方針・投資対象：

ファンドは、日経平均株価のパフォーマンスと近いパフォーマンスの達成を目的とします。ファンドは、日経平均株価に連動する証券や、短期金融商品、日本及び外国の株式市場及び金利市場並びにその他の市場に投資し、インデックスとの相関関係はオプション取引、有価証券先物取引、有価証券指数先物取引や派生商品を利用することによって得られます。ファンドは、効力を有する法令によって認可されているフランス及びその他外国の市場で、金融商品及び派生商品に投資することができます。

特に、ファンドは、その資産を守るかもしくは運用目的を達成するため、有価証券、金利、指数または通貨に投資することができます。ファンドは、買戻条件付取引及び有価証券貸付取引を行うことができます。

(d)信託報酬

サブファンドの純資産価額の税抜年率 0.40%以内(平成 18 年 2 月末現在、税抜年率 0.40%)

『円建マネー サブファンド』(フランス籍契約型)

(a)管理会社：カリヨン (CALYON)

(b)運用会社：クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー
(Crédit Agricole Structured Asset Management S.A.)

(c)投資方針・投資対象

ファンドは、日本の市中金利との関係で、円建で純資産価額の日々の成長を達成することを目的とします。ファンドのポートフォリオは、主に日本国債、内外の公社債(原則 A 格以上)、短期金融資産等(財務省証券、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行預金等)及び公開または非公開の発行会社の社債から構成されています。

ファンドは、効力を有する法令によって認可されているフランス及びその他外国の市場において、金融派生商品に投資することができます。ファンドは、買戻条件付取引及び有価証券貸付取引を行うことができます。

(d)信託報酬

サブファンドの純資産価額の税抜年率 0.15%以内(平成 18 年 2 月末現在、税抜年率 0.10%)

投資対象

①投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるもの（CP）を除きます）
- ニ. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ）は、信託金を、主として「日経平均株価指数 サブファンド」の受益証券及び「円建マナー サブファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

④金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

分配方針

信託財産から生ずる利益は、原則として信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。留保益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

投資制限

【当ファンドの信託約款で定める投資制限】

- ①外国投資信託の受益証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。
- ②株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への投資制限
外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます)の投資割合には制限を設けません。
- ④同一銘柄の投資信託への投資制限
同一銘柄の外国投資信託への投資は、ファンド・オブ・ファンズに取得されるファンドの場合のみ、純資産額の50%を超えて投資することができます。
- ⑤外国為替の予約取引等は、外貨建資産について為替ヘッジを行う場合に限りします。
- ⑥金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図
(i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(ii) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(iii) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(iv) 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑧外国為替予約取引の指図及び範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ⑨資金の借入れの制限
(i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
(iii) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑩受託者による資金の立替え
(i) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
(ii) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
(iii) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【法令により禁止または制限される取引等】

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます）等により、後記に掲げる取引は、禁止または制限されます。

1) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の 100 分の 50 を乗じた額が、当該信託財産に係る次の(a)、(b)に掲げる額（これらの取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします）並びに(c)及び(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます）。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一または複数の有価証券若しくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

ファンドの主なリスク

当ファンドが投資する投資先のファンドは、株式及び公社債など値動きのある有価証券(外国証券には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、ファンドは、返還確保額は確保されていますが、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドにつき保証銀行は、途中解約時及び償還時における基準価額(1 万口当たり)が返還確保額を下回る場合には、その不足額を信託財産に対して支払いますが、これを受益者に対して直接保証するものではありません。また、保証銀行は元本の支払を保証するものではありません。保証銀行との契約の存続期間及び条件、また適用法等は、下記保証銀行との契約の限定的条件でご確認下さい。

【保証銀行との契約の限定的条件】

- ① 本保証は平成 15 年 12 月 29 日から実施され、平成 18 年 12 月 28 日をもって法律上失効するものとし、ただし、当該日までに発生済の支払義務は当該義務の履行まで継続して効力あるものとします。
- ② さらに、本保証は、ファンドの清算の場合またはクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社がファンドの委託会社であることを停止し、日本において適法に認可を受けたクレディ・アグリコル・グループの委託会社によって交替されない場合は失効します。
- ③ 保証銀行は、日経平均株価が消滅する場合は本契約を解約することができます。
- ④ ②及び③の趣旨について、保証銀行は委託会社、受託銀行、投資顧問会社及び販売会社に対し直ちに通知します。上記①、②及び③に述べられた場合を除き、本契約は本契約全当事者の合意による場合を除いて取消不能であり、保証銀行は本契約を解除せず、本保証を失効させる行為を行いません。
- ⑤ 返還確保額算出における基準価額の計算に関して保証銀行との間で疑義が生じた場合には、独立の専門家(KPMG)に精査を依頼することがあります。
- ⑥ 保証銀行は、OECD 加盟国の支払不履行または支払停止の場合においてファンドが当該国の発行した証券を当該不履行時または支払停止時にそのファンドのポートフォリオ及びサブファンドのポートフォリオに保有する場合は、返還確保額の全額に関する債務を負うものではありません。この場合、返還確保額は、ファンド中に保有されている債務不履行国発行証券及び信託財産によって組入れたサブファンドによって保有され当該不履行を生じた証券の価額分につき割合的に減額されます。
- ⑦ 保証額の規模は、当初、受益証券総数 200 億口に限定されます。受益証券総数が保証銀行との契約の限度口数(当初 200 億口)に近づいた場合、委託会社は保証銀行に対して保証額の増額を要求します。保証銀行が保証額の増額に応じなかった時は、継続募集を停止します。
- ⑧ 本保証は発行時に適用される法規則を考慮の上で与えられます。これらの適用規則が変わり、それによって税、その他の直接間接の費用がファンドに新たな拘束を生ぜしめるような場合には、保証銀行は本保証契約を停止することができます。
- ⑨ 本保証はフランス法に準拠し、これに従い解釈されます。本保証に関連して生じる紛争、殊にその有効性、その解釈または履行に関係する紛争は、パリ商業裁判所の専属的管轄権に服するものとします。

【当ファンドの主なリスク】

- ① 一般的経済状況
 - ・ 市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。
 - ・ 資産動向、市況動向等の急変により予め定めたとおりの運用が困難となった場合、暫定的に異なる運用を行う場合があります。
 - ・ 日経平均株価の下落時には積極資産運用部分である「日経平均株価指数 サブファンド」への投資比率がゼロとなることもあります。
- ② 市場リスク
 - ・ 上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、サブファンドの基準価額は、現在のファンドが置かれている投資環境により変動します。債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。債券価格は金利によって変動し、金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利

付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。

- ・ 当ファンドが主要投資対象とするフランス籍の契約型外国投資信託は、日経平均株価の下落または市場金利の上昇等によっては、価格が下落する傾向があります。このため、日経平均株価が下落または市場金利が上昇した場合等には、当該フランス籍の投資信託の価額が下落することにより、当ファンドの基準価額が下落することがあります。
- ③ 市場参加リスク
当ファンドが(直接若しくは間接に)取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産が保管を目的に委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。
- ④ 相手方当事者の債務不履行
当ファンドが取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドは相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。
- ⑤ 破産または債務不履行
 - ・ 相手方当事者が破産した場合、本来ならば相当の利益を得ていたと思われる場合でも、当ファンドの資金を回収することは不可能となり、受益者は多大な損失を被ることがあります。
 - ・ 債券への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に超過債務の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。該当する発行体の利払い・元本償還能力は、(発行体)企業の特定の事業展開や、特定の経営プランの実現不能若しくは追加的資金調達が不可能な場合にも、不利な変動をすることがあります。また、景気の低迷や金利上昇は、債務証券の発行体の債務不履行の可能性を増大させる恐れがあります。
 - ・ 一般に、債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクのことを信用リスクといいます。
- ⑥ 保証銀行の債務不履行
当ファンドの返還確保額への保証(基準価額が返還確保額を下回る場合、その不足額を信託財産に対して支払う保証)を行っている保証銀行であるクレディ・アグリコル エス・エーが倒産又はそれに準じた状況に陥った場合、当ファンドは保証銀行からの保証を受けられない場合が有り得ます。ただし、そのような場合でも、受益者は当ファンドの基準価額にてファンドの解約を行うことができます。
- ⑦ ビジネスリスク
一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ⑧ 流動性リスク
一般に、市場規模や取引量が小さい組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- ⑨ 政治的リスク
ある国の政治状況が、サブファンドが投資する国の証券価値に影響をもたらすことがあり、結果としてサブファンドの基準価額にも影響がもたらされることがあります。
- ⑩ 価格変動リスク
「日経平均株価指数 サブファンド」の主要投資対象である株式の価格動向は、国内及び国際的な政治・経済情勢などの影響を受け、大きく変動します。「日経平均株価指数 サブファンド」においては株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ⑪ 金利変動リスク
 - ・ 金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなります。逆に、金利が低下すると、債券価格は上昇します。そして、償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の上昇幅は大きくなります。
 - ・ 「円建マネー サブファンド」の主要投資対象である短期金融商品は、一般的に短期金利が上昇した場合、価格は下落し、「円建マネー サブファンド」にも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ⑫ 為替変動リスク
 - ・ 為替レートの変動によって、損失を被るリスクを為替変動リスクといいます。外貨建ての有価証券に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
 - ・ サブファンドの基準価額は、関連するサブファンドの基準通貨により計算されますが、サブファンドの投資は、他の通貨で行われる場合があります。他通貨で評価されたサブファンドの基準通貨の価値は、関連する通貨の為替レートの変動により上下することがあります。不利な為替レートにより、運用リタ

ファンドのリスク

ーンの低下や投資元本の減少がもたらされることがあります。各サブファンドの投資に当たっては、基準通貨へのフルヘッジが行われます。

- ・ 更に、為替ヘッジ取引はサブファンドにもたらされる為替リスクの低減を図るものですが、第三者機関の債務不履行リスクを含む特定リスクの影響を被る可能性があります。
- ・ サブファンドがクロスヘッジ取引(例：ヘッジされる証券の表示通貨以外の通貨を用いる場合)を行う場合には、サブファンドは関連証券の表示通貨の価値が変動リスクに晒される可能性があり、その結果ヘッジ取引及びサブファンドの証券価値の減少がもたらされる恐れがあります。

⑬ 規制の変更

- ・ 法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性もあります。
- ・ 将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

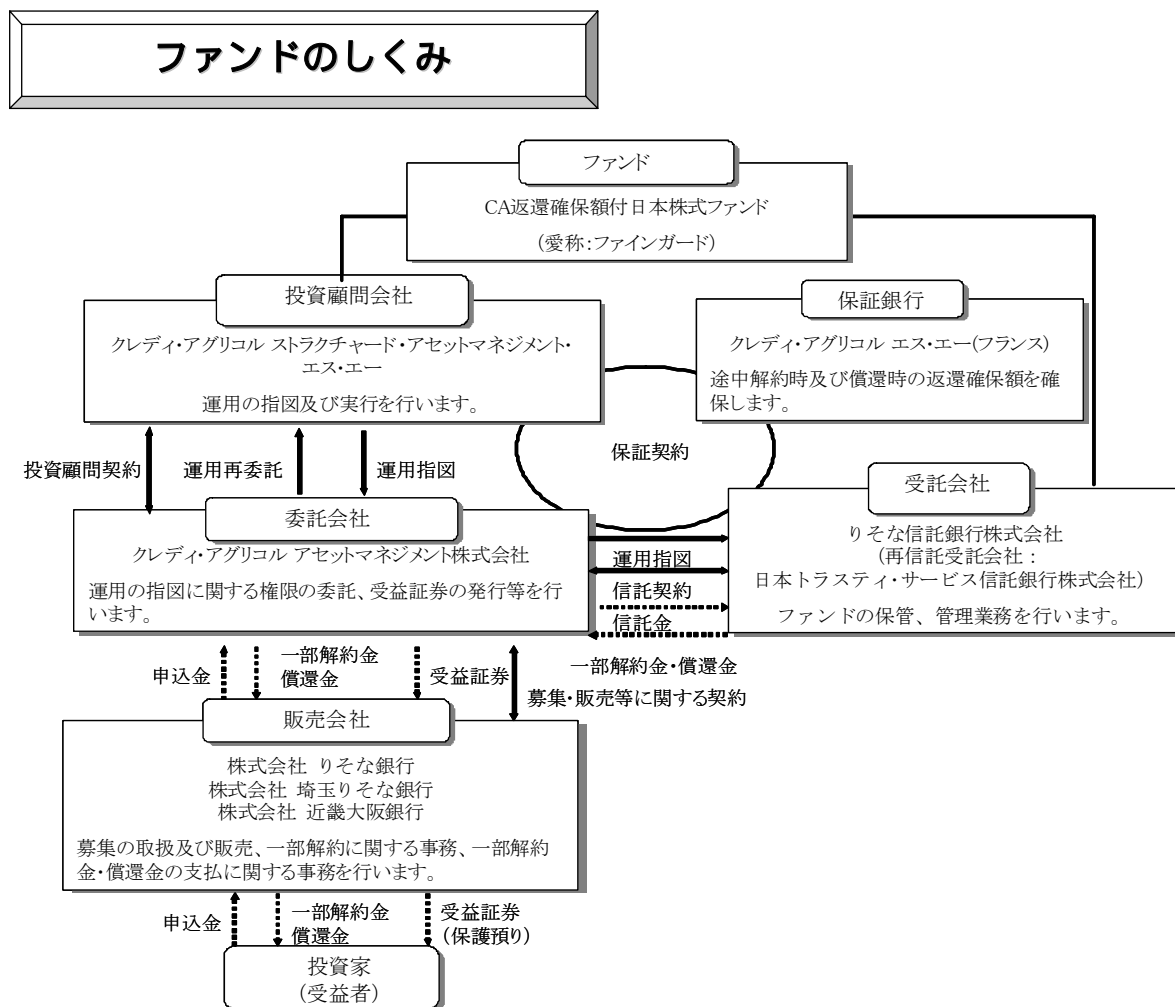
⑭ その他

- ・ 上記以外にも、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響並びに当ファンドが「日経平均株価指数 サブファンド」及び「円建マネー サブファンド」に支払う管理・運用・信託報酬等の負担による負の影響が存在します。
- ・ 投資環境の変化などにより、継続募集期間の更新を行わないことや、募集を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。
- ・ 証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

その他の留意点

【投資信託についての一般的な留意事項】

- ・ 投資信託は預金ではありません。
- ・ 投資信託は金融債ではありません。
- ・ 投資信託は預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(銀行は販売の窓口となります)。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。



ファンドのしくみ

委託会社の概要

名称 : クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役会長 青野 晴延

本店の所在の場所 : 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

(i) 委託会社の資本金

3億円(有価証券届出書提出日現在)

(ii) 委託会社の沿革

昭和61年7月1日 「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立

昭和63年6月8日 証券投資顧問業の登録

平成元年1月31日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成2年7月20日 「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更

平成6年9月20日 「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更

平成7年10月2日 「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更

平成9年9月1日 「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更

平成10年9月30日 「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更

平成10年11月24日 証券投資信託委託業の免許取得(法律改正に伴い、現在は認可取得)

平成13年4月25日 「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更

(iii) 大株主の状況

(有価証券届出書提出日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
クレディ・アグリコル アセット マネジメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パスツール大通り 90番地 75015	23,200株	100%

(iv) 現況

《クレディ・アグリコル・グループ概要》

クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、商業銀行部門、地方銀行部門、資産運用部門、生命保険部門、損害保険部門、コンサルタント部門等と広範囲にわたっております。

また、2003年6月にフランス大手銀行クレディ・リヨネを買収したことで、ユーロ圏最大級の金融グループとなっております。

《クレディ・アグリコル エス・エー》

クレディ・アグリコル エス・エーは、当ファンドの基準価額が返還確保額を下回った場合に、その不足分支払を保証します。

欧州大陸第1位のユニバーサルバンク※1(地銀43行、従業員数約62,000人、9,060支店※2)であり、フランス国内で上位の格付を取得しております(スタンダード&プアーズ社:AA-格、ムーディーズ社:Aa2格、フィッチ社:AA格※3)。

※1 自己資本(第一分類)は634.22億米ドル(出所:The Banker, July 2005)に基づきます。

※2 2004年12月末現在

※3 2006年2月末現在

《クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー概要》

クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーは、クレディ・アグリコル・グループのストラクチャード商品の知識、ノウハウ、技術を結集させた資産運用会社です。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー(フランス)と同一の運用チームが従来どおりの商品設計力とグループ内の資産運用サービスに基づいて、ストラクチャード商品等を提供します。

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用部門であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント エス・エー(フランス)の 100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986 年以来、日本のお客様に資産運用サービスを提供しております。

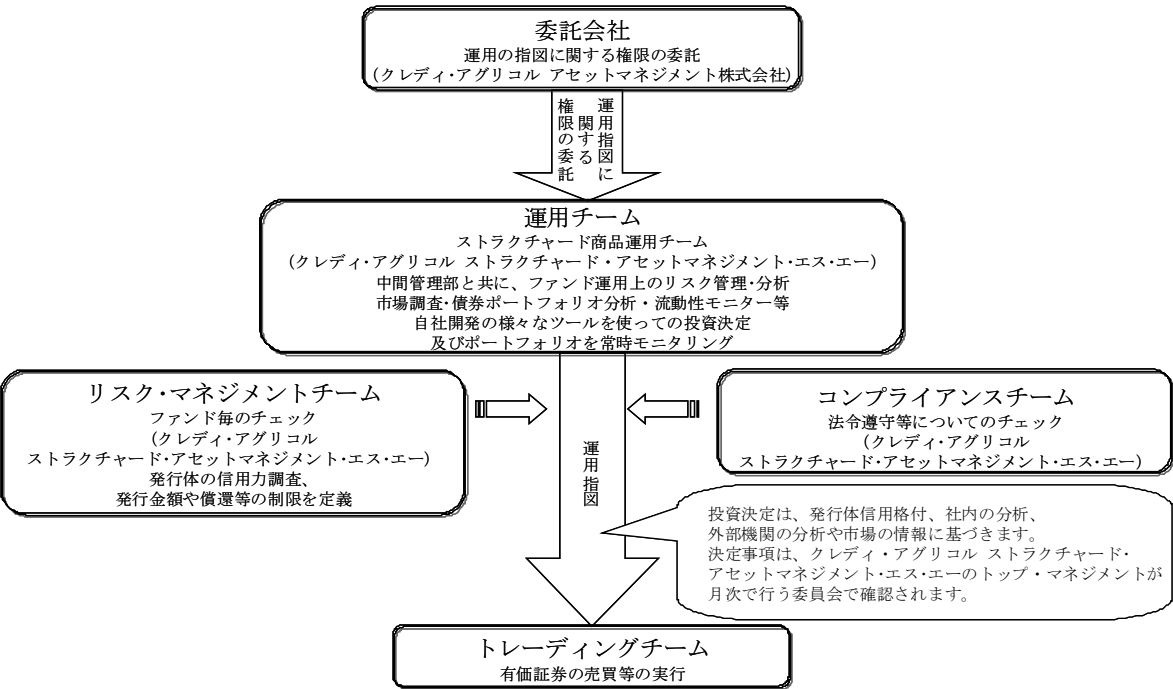
現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、日本株式の運用拠点としてパリ本社運用チームと連携した日本株式アクティブ運用を行っており、元本確保型ストラクチャード商品を中心とする投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

ファンドのしくみ

運用体制及びリスク管理体制

【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



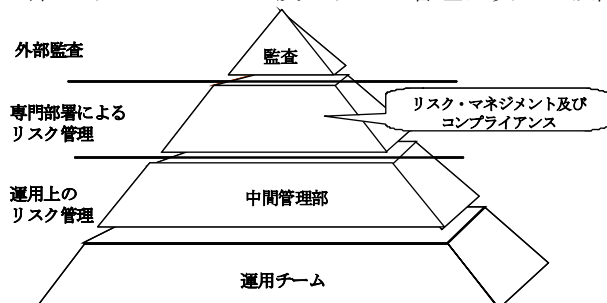
ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

【リスク管理体制】

《クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー(投資顧問会社)のリスク管理体制》

クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメントは、親会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーのリスク管理ツール及びリスク管理プロセスに準じます。

当社のリスクモニター及びリスク管理は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するストラクチャード商品運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規定の遵守状況の確認を行ったり、対参照インデックスのモニター、発行体と結ぶ特異なスワップ評価のコントロールを行ったりします。

・専門部署によるリスク管理

リスク・マネジメントチームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスク及び運用監査の3項目のチェックを行います。特に、発行体信用リスク管理チームは、債券発行体の発行金額や償還等の制限を定義する重要な役割を果たします。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンスチームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査

クレディ・アグリコル エス・エー（クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの母体）及びクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社(委託会社)のリスク管理体制》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- (i) ファンド毎に、目論見書(信託約款)上のファンド個別の投資制限や投信法及び協会ルール等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を確認します。
- (ii) 投資制限等に超過が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認。市場変動等外的要因による“一時的な超過”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- (iii) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会(メンバーは会長、社長、法務・コンプライアンス部長及び同スタッフ、業務管理本部長、運用部長)に報告されます。同委員会においては、決済に関わる問題、その他受託者責任上の諸問題が発生した場合の問題処理手続や再発防止策についても報告、議論がなされ、リスク管理について必要な方策を講じています。
- (iv) 四半期毎にリスク管理委員会(メンバーは全ての常勤取締役、法務・コンプライアンス部長、法務・コンプライアンス部リスク管理担当者及び運用部で構成)が開かれ、運用・業務管理・システム(IT)に関わるリスクの週次・月次モニターの結果等を通じてリスク管理体制全般の構築が行われています。

ファンドの申込方法

買付(販売)の申込手續

【お申込みについて】

原則としていつでもお申込みできます。ただし、日本の証券取引所の休業日並びにパリの銀行の休業日については、翌営業日のお申込みとさせていただきます。

継続募集期間	平成 18 年 3 月 28 日(火)から 平成 18 年 12 月 6 日(水)まで
--------	--

*投資環境及び基準価額の水準や既存の受益者に不利益が生じうると判断する場合には、委託会社の判断により取得のお申込みをお受けできないことがあります。

*基準価額が返還確保額を下回った場合は、お申込みをお受けできません。

*委託会社は、翌営業日の基準価額が返還確保額を下回る可能性があるとして判断した場合、取得の申込の受付を翌営業日に取消することができます。

【お申込単位】

申込には、「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」の2つがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位 *「取得申込総金額」=《取得申込金額+(申込手数料+申込手数料にかかる消費税等相当額)》において 1 万円以上 1 円単位とします。
一般コース	1 万口以上 1 万口単位

上記コースについては途中で変更することはできません(ただし、全保有受益証券売却後に新たにご購入される場合を除きます)。

【お申込価額】

継続募集期間	お申込日の翌営業日の基準価額
--------	----------------

【払込期日】

継続募集期間	お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
--------	--

【ファンドの申込取扱場所及び払込取扱場所】

株式会社 りそな銀行 大阪府大阪市中心区備後町2丁目2番1号

株式会社 埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号

株式会社 近畿大阪銀行 大阪府大阪市中心区城見1丁目4番27号

販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)の申込手続

【途中解約について】

原則としていつでも解約できます。ただし、日本の証券取引所の休業日並びにパリの銀行の休業日については、翌営業日のお申込みとさせていただきます。
また、平成18年12月7日以降は、途中解約の実行の請求を受付けないものとします。

【解約単位】

自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

【解約価額】

解約受付日の翌営業日の基準価額

【受益証券の買取】

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。
受益証券の買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

買付(販売)手続等及び換金(解約)手続等について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

ファンドにかかる費用・税金

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料※1	1.05%(税抜1.0%)を上限に各販売会社が定めるものとします。
途中解約時	所得税及び地方税	解約価額※2の個別元本超過額に対し※3 10%
償還時	所得税及び地方税	償還価額の個別元本超過額に対し 10%
買取の場合※4	—	原則として、買取時に源泉徴収は行われず、譲渡益に係る税金は確定申告によりお支払いいただくこととなります。

※1 詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、委託会社のインターネットホームページ(<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>)でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

※2 途中解約時の基準価額は、解約受付日の翌営業日の解約価額とします。

※3 お客様毎の個別元本(受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税相当額は含まれません)をいいます)を上回る金額に対して課税されます。

※4 買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(注)税法が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認下さい。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

時期	信託報酬				
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、年率 1.155%(税抜 1.1%)を乗じて得た金額			
	信託報酬の配分 (純資産総額 に対しての 年率)	純資産総額	100億円未満の 部分につき	100億円以上 300億円未満の 部分につき	300億円以上の 部分につき
		委託会社 《内、投資顧問 会社分*》	0.42% (税抜 0.40%) 《税抜 0.16%以内》	0.3675% (税抜 0.35%) 《税抜 0.14%以内》	0.2625% (税抜 0.25%) 《税抜 0.10%以内》
		販売会社	0.63% (税抜 0.60%)	0.6825% (税抜 0.65%)	0.7875% (税抜 0.75%)
		受託会社	0.105% (税抜 0.10%)	0.105% (税抜 0.10%)	0.105% (税抜 0.10%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(注)この他、ファンドが主に投資するサブファンドの信託報酬は下記の通りです。

「日経平均株価指数 サブファンド」：税抜年率0.40%以内(平成18年2月末現在、税抜年率0.40%)

「円建マネー サブファンド」：税抜年率0.15%以内(平成18年2月末現在、税抜年率0.10%)

また、銀行保証料として、信託財産の純資産総額に対し税抜年率 0.10%がかかります。銀行保証料は、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の各最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとし、委託会社が投資顧問会社を通じて保証銀行に支払います。

*日本国外においてかかる費用(フランス籍サブファンドの信託報酬及び銀行保証料)に関しては、消費税が課されません。

上記のほか、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務の諸費用、ファンドの組入有価証券売買の際に発生する売買委託手数料等をご負担いただきます。

【その他の手数料等】

①資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

②信託事務等の諸費用

(i) 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に要する諸費用並びに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(ii) 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用並びに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドにかかる費用・税金

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

① 個別元本について

- (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ii) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) 保護預りでない受益証券及び記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

② 途中解約時及び償還時の課税について

途中解約時及び償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱について

(i) 個人の受益者に対する課税

時期	税率	方法
途中解約時 償還時	10% (所得税(7%)及び地方税(3%))	途中解約時及び償還時の個別元本超過額に対して源泉徴収(申告不要*)されます。

* 確定申告により総合課税の選択もできます。

(ii) 法人の受益者に対する課税

時期	税率	方法
途中解約時 償還時	7% (所得税(7%))	途中解約時及び償還時の個別元本超過額に対して源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

(iii) 買取請求時の課税

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

管理及び運営の概要

【資産管理等の概要】

《資産の評価》

(i) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(ii) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「Fガード」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

《保管》

販売会社は、受益証券を原則として保護預り契約に基づいて保管(保護預り)するものとします。

《信託期間》

信託期間は平成15年12月29日から平成18年12月28日までとします。ただし、後記「《その他》(i) 信託の終了」に該当する場合、信託期間は前記満了日より前に終了することがあります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、委託会社は受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

《計算期間》

(i) この信託の計算期間は、毎年12月29日から翌年12月28日までとすることを原則とします。

(ii) 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

《受益者の権利等》

受益者は主な権利として、償還金に対する請求権、途中解約(換金)請求権を有しています。

《その他》

(i) 信託の終了

a. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

i. 信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回った場合

ii. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

ファンドの運営方法・その他

iii. 返還確保額を保証する保証銀行が倒産もしくはそれに類似した状態に陥って保証契約が失効した場合

iv. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- b. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ii)信託約款の変更」のc. の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において、存続します。
- d. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ii) 信託約款の変更
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b. 上記a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- c. 上記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。
- d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. からd. までの規定に従います。
- (iii) 反対者の買取請求権
- ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- (iv) 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
- (v) 運用報告書の作成
- 委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。
- (vi) 関係法人との契約の更改等に関する手続
- 販売会社との「受益証券の募集販売、買取及び解約の取扱並びに償還金の支払等に関する契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託

会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することが出来ます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、前記(i)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

投資家が、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に請求したときは、無記名式受益証券と引換に記名式の受益証券に、または記名式受益証券と引換えに無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を取得した受益者は、取得した販売会社に申出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更及び無記名式受益証券から記名式受益証券への変更並びに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することはできません。

(5) 受益証券の再発行

- ① 無記名式受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、委託会社は、無記名式受益証券を再交付します。
- ② 記名式受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときには、委託会社は、記名式受益証券を再交付します。
- ③ 委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、受益証券を喪失した場合の前記①及び②の規定を準用します。
- ④ 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

その他ファンドの情報

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 内国投資信託受益証券の形態等 | <p>追加型証券投資信託受益証券です(以下「受益証券」といいます)。
原則無記名式ですが、記名式への変更も可能です。
格付は取得していません。
当初元本は、1口当たり1円です。
ただし、信託期間中(終了時を含む)に返還確保額※1を保証銀行※2が保証する契約が付されています。
※1「返還確保額」とは、運用開始後途中解約時及び償還時までの最高値基準価額※3の90%の価額で保証銀行が、保証する支払最低価額をいいます。
※2「保証銀行」は、フランスの銀行、クレディ・アグリコル エス・エー(フランス)があたります。
※3「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(組入有価証券を時価で評価した資産総額から負債総額を控除したもの)をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示します。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。</p> |
| (2) 発行価額の総額 | <p>継続募集期間：平成18年3月28日(火)から
平成18年12月6日(水)まで
300億円を上限とします(なお、上記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税及び地方消費税は含まれていません)。</p> |
| (3) 振替機関に関する事項 | <p>該当事項はありません。</p> |
| (4) 日本以外の地域における発行 | <p>該当事項はありません。</p> |
| (5) 有価証券届出書の写しの縦覧 | <p>委託会社が、有価証券届出書(有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます)の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。</p> |

投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - ①資産の評価
 - ②保管
 - ③信託期間
 - ④計算期間
 - ⑤その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

ファンドの運用状況

(1) 投資状況

信託財産の構成（平成18年2月28日現在）

資産の種類	国・地域	評価額（千円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	フランス	1,276,006	97.23
預金、その他資産（負債控除後）		36,393	2.77
合計（純資産総額）		1,312,400	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

（注2）金額の単位未満は切捨てです。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成18年2月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
フランス	投資信託 受益証券	円建マネー サブファンド	81,900	9,960	815,724,000	9,958	815,560,200	62.14
フランス	投資信託 受益証券	日経平均株価指数 サブファンド	28,100	16,246	456,512,600	16,386	460,446,600	35.09

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

種類別組入比率

平成18年2月28日現在

	純資産総額に対する比率(%)
投資信託受益証券	97.23

② 投資不動産物件

該当事項ありません。

③ その他投資資産の主要なもの

普通預金がカリヨン銀行東京支店を通じて2.99%あります。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成18年2月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期 間	純資産額 (円) 分配落	純資産額 (円) 分配付	1 万口当たりの 純資産額 (円) 分配落	1 万口当たりの 純資産額 (円) 分配付
第1期計算期間末 (平成16年12月28日)	2, 529, 702, 073	2, 529, 702, 073	9, 935	9, 935
第2期計算期間末 (平成17年12月28日)	1, 566, 707, 081	1, 566, 707, 081	10, 770	10, 770
平成17年2月末日	2, 335, 061, 475	—	9, 948	—
3月末日	2, 316, 063, 222	—	9, 928	—
4月末日	2, 259, 578, 980	—	9, 854	—
5月末日	2, 263, 382, 269	—	9, 871	—
6月末日	2, 246, 235, 594	—	9, 899	—
7月末日	2, 219, 975, 054	—	9, 926	—
8月末日	2, 232, 150, 443	—	10, 009	—
9月末日	2, 124, 885, 937	—	10, 208	—
10月末日	2, 003, 425, 032	—	10, 117	—
11月末日	1, 685, 521, 712	—	10, 508	—
12月末日	1, 580, 278, 402	—	10, 863	—
平成18年1月末日	1, 579, 015, 559	—	10, 905	—
2月末日	1, 312, 400, 674	—	10, 788	—

② 分配の推移

運用方針により、収益分配は行っておりません。

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第1期計算期間 (自 平成15年12月29日) (至 平成16年12月28日)	△0.7
第2期計算期間 (自 平成16年12月29日) (至 平成17年12月28日)	8.4

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

((当該計算期間末基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末基準価額)) × 100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額 (10,000円) を用いております。

ファンドの運用状況

ファンドの財務ハイライト情報

■以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

■ファンドの「財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第1期計算期間末 (平成16年12月28日現在)	第2期計算期間末 (平成17年12月28日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		172,905,567	62,908,203
証券投資信託受益証券		2,428,449,900	1,516,426,000
流動資産合計		2,601,355,467	1,579,334,203
資産合計		2,601,355,467	1,579,334,203
負債の部			
流動負債			
未払解約金		54,603,226	—
未払受託者報酬		1,462,799	1,079,082
未払委託者報酬		14,627,916	10,790,776
その他未払費用		959,453	757,264
流動負債合計		71,653,394	12,627,122
負債合計		71,653,394	12,627,122
純資産の部			
元本			
元本	※1	2,546,161,270	1,454,644,969
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△16,459,197	112,062,112
剰余金合計	※2	△16,459,197	112,062,112
純資産合計		2,529,702,073	1,566,707,081
負債・純資産合計		2,601,355,467	1,579,334,203

ファンドの運用状況

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第1期計算期間 (自 平成15年12月29日 至 平成16年12月28日)	第2期計算期間 (自 平成16年12月29日 至 平成17年12月28日)
		金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		45,940,600	183,158,400
営業収益合計		45,940,600	183,158,400
営業費用			
受託者報酬		3,358,405	2,312,079
委託者報酬	※ 1	33,583,911	23,120,667
その他費用		4,704,738	3,294,839
営業費用合計		41,647,054	28,727,585
営業利益		4,293,546	154,430,815
経常利益		4,293,546	154,430,815
当期純利益		4,293,546	154,430,815
一部解約に伴う当期純利益分配額		22,616,431	33,579,258
期首欠損金		—	16,459,197
欠損金減少額		4,077,388	7,669,752
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		—	(7,565,444)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		(4,077,388)	(104,308)
欠損金増加額		2,213,700	—
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)		(2,213,700)	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△16,459,197	112,062,112

ファンドの運用状況

重要な会計方針

項目	第1期計算期間 (自 平成15年12月29日 至 平成16年12月28日)	第2期計算期間 (自 平成16年12月29日 至 平成17年12月28日)
有価証券の評価基準及び評価方法	証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	証券投資信託受益証券 同左

追加型証券投資信託

CA 返還確保額付日本株式ファンド
(愛称「ファインガード」)

信 託 約 款

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
CA 返還確保額付日本株式ファンド
(愛称「ファインガード」)

運用の基本方針

約款 22 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、外国投資信託の受益証券へ投資(「ファンド・オブ・ファンズ」といいます)することにより、途中解約時及び償還時の最低保証価額(以下「返還確保額」といいます)として基準価額最高値の 90%を確保しつつ、信託財産の成長を目的として、日本の株式市場の動きを部分的に反映した収益の確保を目指して運用を行います。

日本の株式市場の動きを表す指標として主に日経平均株価を採用します。

*日経平均株価とは日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する 225 銘柄を対象に算出します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主に日本の株式へ投資するフランス籍の契約型外国投資信託である「日経平均株価指数サブファンド」の受益証券及び日本国債、内外の公社債(原則A格以上)、短期金融商品、現金等へ投資するフランス籍の契約型外国投資信託である「円建マネー サブファンド」の受益証券を主な投資対象とします。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。外貨建資産に投資する場合には、原則として円に対して為替ヘッジを行います。

(2) 投資態度

- ① 主として日本の株式へ投資する外国投資信託の受益証券及び日本国債、内外の公社債(原則 A 格以上)、短期金融商品、現金等へ投資する外国投資信託の受益証券に投資します。
- ② 投資する外国投資信託の受益証券は、フランス籍の外国投資信託の受益証券とします。
- ③ 組入対象とする投資信託の受益証券は、変更することがあります。
- ④ 外国投資信託の受益証券の組入比率は原則として高位を維持することとします。
- ⑤ この投資信託は、投資環境に応じて、日経平均株価の動きを反映する部分(日経平均株価指数 サブファンド)への投資比率と、リスクの比較的小さい日本国債、内外の公社債(原則 A 格以上)、短期金融商品、現金等(円建マネー サブファンド)への投資比率を、機動的に変更します。日経平均株価の上昇時には、その上昇を反映できる部分を増やし、日経平均株価の下落時には、株式市場と連動性の低い資産を組入れることで、市場の動きに柔軟に対応し基準価額の下落幅をある程度制限する運用を行うことを目指します。
- ⑥ 「日経平均株価指数 サブファンド」と「円建マネー サブファンド」の投資比率やその変更は、クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー(以下「投資顧問会社」といいます)がフランス本国で独自に開発した運用モデルに基づいて決定します。しかしながら、「日経平均株価指数 ファンド」の組入比率が「円建マネー ファンド」の組入比率よりも大きくなることは原則として無いものと想定されます。
- ⑦ 資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

信託約款

- ⑧ 返還確保額は、当初、1 万口当たり 9,000 円に設定されます。その後、基準価額が最高値を更新する毎に、返還確保額はその 90%に引上げられます。その後更新された返還確保額が信託期間中に引下がることはありません。返還確保額は償還時のみならず、信託期間中いつでも適用になります。この返還確保額を確保しつつ日経平均株価のパフォーマンスを部分的に反映した基準価額の上昇を目指して運用を行います。ただし、日経平均株価が大幅に上昇及び急落した場合、基準価額の動きが日経平均株価の動きを反映しなくなることがあります。
- ⑨ クレディ・アグリコル エス・エー(フランス)(以下「保証銀行」といいます)は、返還確保額の確保を内容とする契約を、委託者、受託者及び投資顧問会社と締結します。当該契約に従い、受益証券の途中解約時及び償還時を含み基準価額が返還確保額を下回る場合には、委託者またはその指定する者は、保証銀行に対して、その不足額を信託財産に対して支払うよう請求し、保証銀行は、かかる請求受領後 3 日以内にファンドの信託財産に対してかかる不足額を支払います。クレディ・アグリコル エス・エー(フランス)は、有価証券届出書提出日現在、ムーディーズ社から Aa2 格、スタンダード&プアーズ社から AA-格の格付を受けています。
- ⑩ 返還確保額算出における基準価額の計算に関して保証銀行との間で疑義が生じた場合には、独立の専門家(KPMG)に精査を依頼することがあります。
- ⑪ 保証銀行との契約の内容は、OECD 加盟国の支払不履行または支払猶予(以下「当該不履行」といいます)の場合、返還確保額の全額を確保するものではありません。当該不履行の場合には、返還確保額は、不履行国により発行された信託財産に保有されている証券及び信託財産に組入れたサブファンドによって保有され当該不履行を生じた証券の価格に応じて比例的に減額されます。かかる債務不履行が償還事前に終了した場合には、現行返還確保額は、債務不履行となった証券の適用ある価額分につき割合的に増加します。
- ⑫ 平成 18 年 12 月 7 日以降の期間は、償還に備えて積極的な運用を停止し、安定運用に切り替えます。返還確保額の最終算出日は平成 18 年 12 月 7 日となります。

(3) 投資制限

- ① 外国投資信託の受益証券以外への投資は、約款第 21 条の範囲内で行います。
- ② 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産(外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を含みます)の投資割合には制限を設けません。
- ④ 原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ 1 ファンドへの投資割合は純資産総額の 50%を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます)ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には 50%以上の取得が出来るものとします。
- ⑤ 外国為替の予約取引等は、外貨建資産について為替ヘッジを行う場合に限りします。

3. 収益分配方針

信託財産から生ずる利益は、原則として信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。留保益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
CA 返還確保額付日本株式ファンド
(愛称「ファインガード」)

約 款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 委託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額及び限度額)

第3条 委託者は、金 200 億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 300 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 18 年 12 月 28 日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

第7条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、200 億口を限度として、また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額及び口数、基準価額、返還確保額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

信託約款

- ③ 第 26 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ④ この約款において返還確保額とは、運用開始後途中解約時及び償還時までの最高値基準価額の 90%の価額で、返還時に保証銀行が保証する支払最低価額をいいます。返還確保額は、当初、1 万口当たり 9,000 円に設定され、基準価額が最高値を更新する毎に、その 90%に引上げられます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位、価額及び手数料等)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第 10 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に 1 万口単位をもって当該受益証券の取得の申込に应ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだその取得申込者に対しては、取得申込金額が 10 万円以上の場合に 1 円単位をもって取得の申込に应ずることとします。

最低申込口数及び申込単位は、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定めることが出来るものとします。

この約款において別に定める契約とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が日本の証券取引所の休業日並びにパリの銀行の休業日の場合及び平成 18 年 12 月 7 日からは、受益証券の取得の申込を受付けないものとします。また、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、投資環境や基準価額の水準によっては、あるいは既存の受益者に対して不利益と判断する場合には、委託者の判断により、取得の申込を受付けない場合があります。また、基準価額が返還確保額以下になった場合には買付の申込はできません。なお、委託者は、翌営業日の基準価額が返還確保額を下回る可能性があると判断した場合、取得の申込の受付を翌営業日に取消することができます。

- ③ 1. 第 1 項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- 2. 前項の手数料の額は、1.05%(税抜 1.0%)を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。

(受益証券の種類)

- 第13条 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券、1 億口券、の 8 種類とします。
- ② 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第 1 項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。
- ③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約及び保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第 1 項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更並びに名義書換手続)

- 第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換に記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換に無記名式の受益証券を交付します。
- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続きは、第 36 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

- 第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

- 第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

- 第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

- 第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

- 第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるもの(CP)を除きます)
 - 金銭を信託する信託の受益権
 - 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

信託約款

(運用の指図範囲)

第21条 委託者(第24条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第22条から第23条、第26条、第31条から第34条について同じ)は、信託金を、主として、別に定める外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます)のほか、次の有価証券(本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
また、「別に定める外国投資信託の受益証券」とは次のものをいいます。

証券投資信託「日経平均株価指数 サブファンド」

フランス籍契約型証券投資信託

運用会社：クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー
(Crédit Agricole Structured Asset Management S.A.)

管理会社：カリヨン
(CALYON)

証券投資信託「円建マネー サブファンド」

フランス籍契約型証券投資信託

運用会社：クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー
(Crédit Agricole Structured Asset Management S.A.)

管理会社：カリヨン
(CALYON)

- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(金利先渡し取引及び為替先渡し取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(運用の権限委託)

第24条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号 : クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー

所在地 : フランス共和国 パリ市 ラスペイル大通り 128 番地 75014

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 39 条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年 10,000 分の税抜 10 から 20 の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図及び範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示及び記載の省略)

第30条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

信託約款

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月29日から翌年12月28日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に要する諸費用並びに受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

第39条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の115.5(税抜110)の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 委託者は、受託者の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

(銀行保証契約及び銀行保証料)

- 第40条 委託者、投資顧問会社及び受託者は、別に定める運用の基本方針に規定する信託財産の返還確保額を保証する銀行(以下「保証銀行」といいます)との間で返還確保額の確保を内容とする契約を締結します(以下「銀行保証契約」といいます)。保証銀行は、当該契約に従い、受益証券の途中解約時及び償還時を含み基準価額が返還確保額を下回った場合、その不足金額を信託財産に対して支払います。
- ② 保証銀行に支払う費用(以下「銀行保証料」といいます)は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の税抜 10 の率を乗じて得た額とします。
 - ③ 前項の銀行保証料は、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の各最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者が投資顧問会社を通じて保証銀行に支払います。

(収益の留保)

- 第41条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、原則として信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

(償還金及び一部解約金の支払い)

- 第42条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換に受益者に支払います。
- ② 一部解約金は、解約受付日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。
 - ③ 前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
 - ④ 償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑤ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。また、同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。
 - ⑥ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第 1 項及び第 2 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
 - ⑦ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(償還金の時効)

- 第43条 受益者が、信託終了による償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(償還金及び一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第44条 受託者は、償還金については 42 条第 1 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については 42 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者に、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

信託約款

(一部解約)

- 第45条 受益者(委託者の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、解約受付日が日本の証券取引所の休業日またはパリの銀行の休業日と同一の場合においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、平成18年12月7日からは、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
 - ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
 - ⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の解約受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、当該基準価額が返還確保額を下回っている場合においては、一部解約の価額は、解約受付日の翌営業日の返還確保額とします。
 - ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または返還確保額を保証する保証銀行が倒産もしくはそれに類似した状態に陥って保証契約が失効した場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消し等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 46 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第53条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 15 年 12 月 29 日

委 託 者 東京都千代田区内幸町 1 丁目 2 番 2 号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受 託 者 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 新井 信彦

CA 返還確保額付日本株式ファンド
(愛称 : 「ファインガード」)
追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(請求目論見書)
2006年3月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

本書は証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「CA 返還確保額付日本株式ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 3 月 27 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 3 月 28 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「CA 返還確保額付日本株式ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. 当ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は金融債ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(証券会社・銀行は販売の窓口となります)。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に外国投資信託証券を通じて短期金融商品に投資するとともに、株価指数先物取引を利用します。先物取引などの価格の下落や組入短期金融商品の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）の目次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	4
1	資産管理等の概要	4
①	資産の評価	4
②	保管	4
③	信託期間	4
④	計算期間	4
⑤	その他	4
2	受益者の権利等	6
第4	ファンドの経理状況	7
1	財務諸表	10
2	ファンドの現況	23
第5	設定及び解約の実績	23

第1 ファンドの沿革

平成15年12月29日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2 手 続 等

1 【申込（販売）手続等】

【お申込みの受付場所】

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する下記販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社	株式会社 りそな銀行
	株式会社 埼玉りそな銀行
	株式会社 近畿大阪銀行

【販売取扱期間と販売価額】

申込（販売）取扱期間		販売価額
継続募集期間	平成18年3月28日(火)から 平成18年12月6日(水)まで	申込日の翌営業日の基準価額

ただし、日本の証券取引所の休業日並びにパリの銀行の休業日の場合は、翌営業日のお申込みとさせていただきます。投資環境及び基準価額の水準や既存の受益者に不利益が生じうると判断する場合には、委託会社の判断により取得のお申込みをお受けできないことがあります。また、基準価額が返還確保額を下回った場合は、お申込みをお受けできません。なお、委託会社は、翌営業日の基準価額が返還確保額を下回る可能性があるとして判断した場合、取得のお申込みの受付を翌営業日に取消すことができます。

【申込価額の照会方法】

申込価額(申込日の翌営業日の基準価額)は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「F ガード」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

【申込単位】

申込には、「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」の2つがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

1) 自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

*「取得申込総金額」=《取得申込金額+(申込手数料+申込手数料にかかる消費税等相当額)》において1万円以上1円単位とします。

2) 一般コース：1万口以上1万口単位

上記コースについては途中で変更することはできません（ただし、全保有受益証券売却後に新たにご購入される場合を除きます）。

【払込期日】

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。
払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約） 手続等】

【途中解約の受付】

※途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- 1) 原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- 2) 受益者が途中解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

【途中解約取扱期間と解約価額】

- 1) 途中解約の実行の請求の受付は、営業日の午後 3 時(年末年始のような証券取引所が半休日の場合は午前 11 時)までとさせていただきます。なお午後 3 時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱とさせていただきます。
- 2) 解約受付日が、日本の証券取引所の休業日またはパリの銀行の休業日と同一の場合においては、委託会社は途中解約の実行の請求を受付けないものとします。また、平成 18 年 12 月 7 日からは、途中解約の実行の請求を受付けないものとします。
- 3) 解約価額は、解約受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、当該基準価額が返還確保額を下回っている場合においては、解約価額は、解約受付日の翌営業日の返還確保額とします。
- 4) 解約金は、解約受付日から起算して原則として 5 営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

【解約価額の照会方法】

解約価額(解約受付日の翌営業日の基準価額)は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、解約価額は 1 万口単位で表示されたものが発表されます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「F ガード」の名称で掲載されます。なお、基準価額は 1 万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの解約価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

【解約単位】

自己の有する受益証券につき、「自動けいぞく投資コース」の場合は 1 口単位、「一般コース」の場合は 1 万口単位とします。

【途中解約の請求の受付を中止する特別な場合】

- 1) 委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- 2) 途中解約が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約請求を撤回しない場合には、当該証券の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

【受益証券の買取】

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。

受益証券の買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

【買取請求の受付と買取価額】

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問い合わせください。

【買取請求の受付を中止する特別な場合】

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、販売会社は受益証券の買取を中止すること、及び既に受付けた受益証券の買取を取消することができます。

* 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

【償還金】

償還金は、原則として償還日(償還日が休日の場合は翌営業日)から起算して 5 営業日目(予定)から受益者にお支払います。

第3 管理及び運営

1 【資産管理等の概要】

① 資産の評価

(i) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(ii) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「Fガード」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

② 保管

販売会社は、受益証券を原則として保護預り契約に基づいて保管(保護預り)するものとします。

③ 信託期間

信託期間は平成15年12月29日から平成18年12月28日までとします。ただし、後記「⑤ その他 (i) 信託の終了」に該当する場合、信託期間は前記満了日より前に終了することがあります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、委託会社は受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

④ 計算期間

(i) この信託の計算期間は、毎年12月29日から翌年12月28日までとすることを原則とします。

(ii) 尚、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

⑤ その他

(i) 信託の終了

a. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

i. 信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回った場合

ii. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

iii. 返還確保額を保証する保証銀行が倒産もしくはそれに類似した状態に陥って保証契約が失効した場合

iv. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- b. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - c. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ii) 信託約款の変更」のc. の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において、存続します。
 - d. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ii) 信託約款の変更
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - b. 上記a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - c. 上記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記の信託約款の変更をしません。
 - d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. からd. までの規定に従います。
- (iii) 反対者の買取請求権
- ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- (iv) 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
- (v) 運用報告書の作成
- 委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。
- (vi) 関係法人との契約の更改等に関する手続
- 販売会社との「受益証券の募集販売、買取及び解約の取扱並びに償還金の支払等に関する契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することが出来ます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、前記(i)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することが出来ます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に应じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引換えに受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

② 途中解約（換金）請求権

- 1) 受益者は、1口単位（自動けいぞく投資コース）または1万口単位（一般コース）で途中解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 解約代金は、解約実行日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込販売会社の本支店営業所等にお問い合わせください。

③ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

④ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成15年12月29日から平成16年12月28日まで）及び第2期計算期間（平成16年12月29日から平成17年12月28日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成17年3月1日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員
関与社員

公認会計士

清水



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA 返還確保額付日本株式ファンドの平成15年12月29日から平成16年12月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA 返還確保額付日本株式ファンドの平成16年12月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年2月14日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水 毅

指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 克夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA返還確保額付日本株式ファンドの平成16年12月29日から平成17年12月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA返還確保額付日本株式ファンドの平成17年12月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

CA返還確保額付日本株式ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第1期計算期間末 (平成16年12月28日現在)	第2期計算期間末 (平成17年12月28日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		172,905,567	62,908,203
証券投資信託受益証券		2,428,449,900	1,516,426,000
流動資産合計		2,601,355,467	1,579,334,203
資産合計		2,601,355,467	1,579,334,203
負債の部			
流動負債			
未払解約金		54,603,226	—
未払受託者報酬		1,462,799	1,079,082
未払委託者報酬		14,627,916	10,790,776
その他未払費用		959,453	757,264
流動負債合計		71,653,394	12,627,122
負債合計		71,653,394	12,627,122
純資産の部			
元本			
元本	※1	2,546,161,270	1,454,644,969
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△16,459,197	112,062,112
剰余金合計	※2	△16,459,197	112,062,112
純資産合計		2,529,702,073	1,566,707,081
負債・純資産合計		2,601,355,467	1,579,334,203

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第1期計算期間 (自 平成15年12月29日 至 平成16年12月28日)	第2期計算期間 (自 平成16年12月29日 至 平成17年12月28日)
		金額 (円)	金額 (円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		45,940,600	183,158,400
営業収益合計		45,940,600	183,158,400
営業費用			
受託者報酬		3,358,405	2,312,079
委託者報酬	※1	33,583,911	23,120,667
その他費用		4,704,738	3,294,839
営業費用合計		41,647,054	28,727,585
営業利益		4,293,546	154,430,815
経常利益		4,293,546	154,430,815
当期純利益		4,293,546	154,430,815
一部解約に伴う当期純利益分配額		22,616,431	33,579,258
期首欠損金		—	16,459,197
欠損金減少額		4,077,388	7,669,752
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		—	(7,565,444)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		(4,077,388)	(104,308)
欠損金増加額		2,213,700	—
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)		(2,213,700)	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△16,459,197	112,062,112

重要な会計方針

項目	第1期計算期間 (自 平成15年12月29日 至 平成16年12月28日)	第2期計算期間 (自 平成16年12月29日 至 平成17年12月28日)
有価証券の評価基準及び評価方法	証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	証券投資信託受益証券 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	第1期計算期間末 (平成16年12月28日現在)	第2期計算期間末 (平成17年12月28日現在)
※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	2,857,774,847 円 3,209,263,110 円 3,520,876,687 円	2,546,161,270 円 98,328,007 円 1,189,844,308 円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,459,197 円であります。	—

(損益及び剰余金計算書関係)

第1期計算期間 (自 平成15年12月29日 至 平成16年12月28日)	第2期計算期間 (自 平成16年12月29日 至 平成17年12月28日)
※1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部又は全部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 委託者報酬から販売代行手数料を除いた額の40%相当額を支払っております。 2 分配金の計算過程 当ファンドは信託約款第41条に基づき、信託財産から生じる利益は、原則として信託終了時まで信託財産に保留するため、収益の分配を行っておりません。	※1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部又は全部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 委託者報酬から販売代行手数料を除いた額の40%を支払っていましたが、平成17年9月1日付けで運用委託先をクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーからクレディ・アグリコルストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーへ変更し、これに伴い料率を27%へ変更しております。 2 分配金の計算過程 同左

(有価証券関係)

第1期計算期間末 (平成16年12月28日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
証券投資信託受益証券	2, 428, 449, 900	17, 453, 318
合 計	2, 428, 449, 900	17, 453, 318

第2期計算期間末 (平成17年12月28日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
証券投資信託受益証券	1, 516, 426, 000	146, 028, 540
合 計	1, 516, 426, 000	146, 028, 540

(デリバティブ取引等関係)

第1期計算期間 (自 平成15年12月29日 至 平成16年12月28日)

該当事項はありません。

第2期計算期間 (自 平成16年12月29日 至 平成17年12月28日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第1期計算期間末 (平成16年12月28日現在)	第2期計算期間末 (平成17年12月28日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9935円 (9,935円)	1.0770円 (10,770円)

(参考情報)

	第1期計算期間末 (平成16年12月28日現在)	第2期計算期間末 (平成17年12月28日現在)
1万口当たり返還確保額	9,228円	9,693円

(注) 返還確保額は当初10,000円につき90%の9,000円に設定されます。基準価額が最高値を更新する毎に、返還確保額はその90%に引き上げられます。クレディ・アグリコル エス・エー(保証銀行)は、途中解約時及び償還時において、基準価額が返還確保額を下回る場合には、委託会社またはその指定する者の請求により、不足額を信託財産に対して支払います。その後更新された返還確保額が信託期間中に引下がることはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
証券投資信託 受益証券	日経平均株価指数 サブファンド	370,000,000	601,102,000	
	円建マネー サブファンド	919,000,000	915,324,000	
	小 計	1,289,000,000	1,516,426,000	
	合 計	1,289,000,000	1,516,426,000	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「日経平均株価指数 サブファンド」及び「円建マネー サブファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「証券投資信託受益証券」は、同投資信託の受益証券です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。

「日経平均株価指数 サブファンド」及び「円建マネー サブファンド」の状況

両投資信託はフランス籍の契約型外国投資信託であります。両投資信託の「貸借対照表」及びそれに続く「重要な会計方針」等は、委託会社が両投資信託の運用会社であるクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーからの情報に基づき、平成 16 年 12 月 27 日現在及び平成 17 年 12 月 27 日現在の財産の状況を記載したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの財務諸表監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成16年12月27日現在)	(平成17年12月27日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		726,337,146	188,404,603
譲渡性預金証書		799,990,667	200,000,000
コマーシャル・ペーパー		799,980,446	199,997,778
派生商品評価勘定		105,937,500	16,687,500
差入委託証拠金		95,850,000	17,812,500
流動資産合計		2,528,095,759	622,902,381
資産合計		2,528,095,759	622,902,381
負債の部			
流動負債			
前受金		98,482,500	21,375,000
未払信託報酬		1,587,092	404,019
流動負債合計		100,069,592	21,779,019
負債合計		100,069,592	21,779,019
純資産の部			
元本			
元本	※ 1	2,106,010,000	370,010,000
剰余金			
剰余金		322,016,167	231,113,362
剰余金合計		322,016,167	231,113,362
純資産合計		2,428,026,167	601,123,362
負債・純資産合計		2,528,095,759	622,902,381

重要な会計方針

項目	自 平成15年12月26日 至 平成16年12月27日	自 平成16年12月28日 至 平成17年12月27日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 なお、残存3ヵ月未満となったものにつきましては償却原価法により評価しております。	譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパー 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成16年12月27日現在)	(平成17年12月27日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該サブファンドの元本額	2,254,510,000円	2,106,010,000円
同期中における追加設定元本額	1,195,000,000円	199,000,000円
同期中における解約元本額	1,343,500,000円	1,935,000,000円
同期末における開示対象ファンド保有元本額	349,000,000円	370,000,000円

(有価証券関係)

(平成16年12月27日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
譲渡性預金証書	799,990,667 円	53,995 円
コマーシャル・ペーパー	799,980,446 円	21,554 円
合 計	1,599,971,113 円	75,549 円

(平成 17 年 12 月 27 日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
譲渡性預金証書	200,000,000 円	—
コマーシャル・ペーパー	199,989,778 円	8,000 円
合 計	399,989,778 円	8,000 円

(デリバティブ取引等関係)

株式関連

区分	種類	平成16年12月27日現在			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	2,316,937,500	—	2,422,875,000	105,937,500
合計		2,316,937,500	—	2,422,875,000	105,937,500

区分	種類	平成17年12月27日現在			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	582,750,000	—	599,437,500	16,687,500
合計		582,750,000	—	599,437,500	16,687,500

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い
最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(1口当たり情報)

	平成16年12月27日現在	平成17年12月27日現在
1口当たり純資産額	11,529円	16,246円

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株 式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
譲渡性預金証書	KOREA DV BK 170106	200,000,000	200,000,000	
	小 計	200,000,000	200,000,000	
コマーシャル・ペ ーパー	KOMMUNAL KREDT 170106	200,000,000	199,997,778	
	小 計	200,000,000	199,997,778	
	合 計	400,000,000	399,997,778	

円建マネー サブファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(平成16年12月27日現在)	(平成17年12月27日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		3,057,894,923	157,045,369
譲渡性預金証書		3,399,960,337	400,000,000
コマーシャル・ペーパー		3,399,917,560	399,995,556
流動資産合計		9,857,772,820	957,040,925
資産合計		9,857,772,820	957,040,925
負債の部			
流動負債			
未払信託報酬		6,064,963	289,397
流動負債合計		6,064,963	289,397
負債合計		6,064,963	289,397
純資産の部			
元本			
元本	※1	9,885,010,000	960,580,000
剰余金			
欠損金		33,302,143	3,828,472
剰余金合計	※2	△33,302,143	△3,828,472
純資産合計		9,851,707,857	956,751,528
負債・純資産合計		9,857,772,820	957,040,925

重要な会計方針

項目	自 平成15年12月26日 至 平成16年12月27日	自 平成16年12月28日 至 平成17年12月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 なお、残存3ヵ月未満となったものにつきましては償却原価法により評価しております。	譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパー 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成16年12月27日現在)	(平成17年12月27日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該サブファンドの元本額	13,389,010,000円	9,885,010,000円
同期中における追加設定元本額	2,735,000,000円	39,570,000円
同期中における解約元本額	6,239,000,000円	8,964,000,000円
同期末における開示対象ファンド保有元本額	2,033,000,000円	919,000,000円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は33,302,143円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,828,472円であります。

(有価証券関係)

(平成16年12月27日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
譲渡性預金証書	3,399,960,337 円	229,482 円
コマーシャル・ペーパー	3,399,917,560 円	92,329 円
合 計	6,799,877,897 円	321,811 円

請求目論見書

(平成 17 年 12 月 27 日現在)
 売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
譲渡性預金証書	400, 000, 000 円	—
コマーシャル・ペーパー	399, 995, 556 円	15, 999 円
合 計	799, 995, 556 円	15, 999 円

(1 口当たり情報)

	平成16年12月27日現在	平成17年12月27日現在
1 口当たり純資産額	9, 966 円	9, 960 円

(2) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株 式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
譲渡性預金証書	KOREA DV BK 170106	400, 000, 000	400, 000, 000	
	小 計	400, 000, 000	400, 000, 000	
コマーシャル・ペ ーパー	KOMMUNAL KREDIT 170106	400, 000, 000	399, 995, 556	
	小 計	400, 000, 000	399, 995, 556	
	合 計	800, 000, 000	799, 995, 556	

２ ファンドの現況

純資産額計算書

平成18年2月28日現在

I 資産総額	1, 422, 161, 759円
II 負債総額	109, 761, 085円
III 純資産総額（I－II）	1, 312, 400, 674円
IV 発行済数量	1, 216, 499, 876口
V 1単位あたり純資産額（III/IV）	10, 788円

第５ 設定及び解約の実績

設定及び解約の実績

	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)	発行済数量 (単位：口)
第1計算期間 (自 平成15年12月29日) (至 平成16年12月28日)	6, 067, 037, 957	3, 520, 876, 687	2, 546, 161, 270
第2計算期間 (自 平成16年12月29日) (至 平成17年12月28日)	98, 328, 007	1, 189, 844, 308	1, 454, 644, 969

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1計算期間の設定数量には、当初設定口数（2, 857, 774, 847口）を含みます。